



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*1 和歌山県税条例の一部を改正する条例

(税務課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の特例控除額の控除対象となる寄附金を特例控除対象寄附金に改めるほか、規定の整備を行うこととしました。(第24条の2、附則第6項の10、附則第6項の11及び附則第6項の12関係)

2 施行期日

令和元年6月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が <u>2,000円</u> を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に <u>法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金</u> を支出し、 <u>当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円</u> を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合	(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が <u>2千円</u> を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に <u>第1号に掲げる寄附金</u> を支出し、 <u>当該寄附金の額の合計額が2千円</u> を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場

の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) 略

- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) 略

附 則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

- 6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、附則第14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) 略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

- 6の11 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第24条の2及び附則第6項の10の規定の適用については、第24条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「規

合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) 略

- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) 略

附 則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

- 6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、附則第14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) 略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

- 6の11 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第24条の2及び附則第6項の10の規定の適用については、第24条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに附則第6項の10中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算

定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」と、同条第2項及び附則第6項の10中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」とする。

した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額）

6の12 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額）

6の12 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第24条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）第24条の2並びに附則第6項の10、第6項の11及び第6項の12の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2並びに附則第6項の10、第6項の11及び第6項の12の規定の適用については、令和2年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の2第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第24条の2第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の額

附則第6項の10	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第24条の2第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)の額
附則第6項の11	規定する特例控除対象寄附金」	支出したものに限る。)」
	規定する特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	支出したものに限る。)(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金
	とする	と、「限る。)」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする
附則第6項の12	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第24条の2第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付